

会員各位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局長 米山 篤史

長期優良住宅及び低炭素住宅の税制措置に係る実態調査のお願い

長期優良住宅については、平成21年6月の制度開始以降、累計約100万戸が認定を受けており、着実に供給戸数が増加しています。また、低炭素住宅についても平成24年12月の制度開始以降、累計約3万8千戸が認定を受け、今後更なる供給戸数の増加が見込まれているところです。

現在、国土交通省では、長期優良住宅及び低炭素住宅の普及を促進するための税制面における支援策として、住宅ローン減税の拡充、投資減税型の所得税の特別控除、登録免許税・不動産取得税・固定資産税の軽減の特例措置（不動産取得税及び固定資産税は長期優良住宅のみ）を講じておりますが、これらの特例措置のうち、投資減税型の所得税の特別控除については、「標準的な性能強化費用相当額」の10%を所得税額から控除する制度となっております。

つきましては、国土交通省において、この「標準的な性能強化費用相当額」の実態を検証し、見直しの要否の検討を行うための標記調査を行いますので、以下の項目について別添様式にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 調査項目（いずれも実績ベース）

平成31年1月～令和元年12月に認定を受けた長期優良住宅及び低炭素住宅について、戸建て／共同住宅別、構造別、低炭素化措置別（低炭素住宅のみ）の（1）建築戸数（2）平均延べ面積、（3）請負価格又は販売価格（土地代を除く）

2. 提出期限・提出先

(1) 提出期限 令和2年7月10日（金）

(2) 提出先 国土交通省住宅局住宅生産課 安藤・朝井・仲井

(andoh-m22q@mlit.go.jp, asai-m2fu@mlit.go.jp, nakai-y2r5@mlit.go.jp)

※国土交通省の上記3名宛に直接メールにてご回答ください。

※ご回答は企業名を伏せた形で取り扱います。

※各企業の回答が他社に公開されることはありません。

※

メールの件名は「長期優良住宅及び低炭素住宅の税制措置に係る実態調査について（回答）」としてください。

※ご回答いただける場合、別添様式をメールにてお送りいたしますのでお問合せください。(E-mail m_tajima@zenjukyo.jp)

(問合せ先)

国土交通省住宅局住宅生産課 安藤・朝井・仲井 TEL 03-5253-8510（直通）

(本件に関する全住協の問合せ先)

(一社) 全国住宅産業協会 田島・澁田 TEL 03-3511-0611

以上